

2. 事業の概要と成果

(1) プロジェクト目標の
達成度
(今期事業達成目標)

本事業のプロジェクト目標は、対象地域において、地域に根差したり
ハビリテーション (Community Based Rehabilitation、以下 CBR) の実
践モデルの構築を通じ、障がい者とその家族が日常生活で直面する諸課
題を地域住民とともに解決するための実践モデルが構築され、普及する
ことである。

本事業1年次、2年次において、CBR 委員会や自助団体を設立するな
ど、地域で CBR 活動を推進するための体制を構築し、最終年の第3年次
には、CBR 委員会が主体となってコミュニティボランティアとともに、
障がい者宅への個別訪問、課題の把握やカウンセリング、地域住民への
啓発活動、自助団体による活動のサポートなど、CBR 活動を実践した。
区長や村長、学校長などから成る CBR 委員会は定期会合を開催し、年間
行動計画のモニタリングや、コミュニティボランティアから報告される
地域の障がい者が直面する課題に関し、対応策を協議した。

※CBR 委員会定期会合の開催実績は、「添付資料1: CBR 委員会定期会合
実績表」を参照

また、第2年次に設立された自助団体14団体のうち、第3年次には9
団体が液体せっけんの製造・販売や養豚、養鶏などの生計技術向上活動
を実施し、売上を障がい児の自助団体活動に寄付するなど、地域社会に
貢献している。5団体は、障がい児の家族が中心となり、特別学習教材
を使用した学習活動や地域住民との交流活動を実施した。自助団体の活
動を通して、障がい者やその家族が互いに日常生活で直面する課題を共
有し、コミュニティボランティアや CBR 委員会メンバーがその課題を汲
み上げて、CBR 委員会の定期会合で解決に向けて協議する体制が構築さ
れた。

さらに、障がい者が教育や医療にアクセスしやすい物理的環境を整備
するため、小学校3校とヘルスセンター1カ所でバリアフリー化改修工
事を行い、教員や行政職員を対象にバリアフリー施設の重要性や維持管
理方法を伝えるための研修を実施した。

(今期事業達成目標)

今期事業達成目標は、本事業で策定した CBR ガイドラインに基づき計
画された CBR 活動が、カレン州で活動する地域に根差した団体
(Community Based Organization/以下 CBO) によりラインブエ地区お
よびチェーンセチ地区内の、拠点4区以外の区で実施されることであ
る。

第3年次には、CBR の概要や本事業2年次までの取り組みについてま
とめた CBR ガイドラインを作成し、カレン州社会福祉局、各事業地の地
区行政、カレン州内で活動する CBO や NGO 計60機関・団体に配布し、
CBR 実践方法について教授した。

また、チェーンセチ地区やラインブエ地区で活動する CBO の Women' s
Organization Network (WON) を提携団体として選定し、WON に所属して
いる職員およびコミュニティボランティアを対象に、CBR の概要やその
概念に基づいた活動の進め方を指導した。この指導での学びを活かし、
WON は当会の拠点4区以外の5区(チェーンセチ地区3区、ラインブエ
地区2区)で障がい者を特定し、把握したニーズに基づいた補助具の供
与、および専門機関への照会支援などの活動を開始した。

(2) 事業内容

2020年3月以降、ミャンマーにおける新型コロナウイルスの感染拡大
と同国政府による感染拡大防止措置(商業用旅客貨物便の発着禁止、移
動制限、集会人数の制限など)の影響を受け、事業変更報告書および事
業変更申請書の内容に基づき、研修などの開催方法、日本人専門家の渡
航、現地における事業管理体制、事業期間を変更した。研修などの集会
を伴う活動については、政府の集会人数制限などの措置により、少人数
の開催とし、回数を増やすとともにマスクの着用や手指消毒などの衛生

対策を講じた上で実施し、日本人専門家の渡航については見合わせ、オンラインによる遠隔での指導へ変更した。これらの研修や日本人専門家に関する活動変更については、2020年6月25日付事業変更報告書に記載のとおりである。現地における事業管理体制に関しては、2020年3月から4月にかけて現地事業責任者および現地事業担当が日本へ退避した後、遠隔で事業を管理した（2020年6月18日付事業変更報告書にて報告）。事業期間については、事業地への入域制限および研修などの開催方法の変更に伴い進捗が遅れたため、2020年7月13日付事業変更承認通知書に基づき、事業期間を1ヵ月間延長し、全ての活動を完了した。

中間報告書による報告から事業終了時まで、2020年2～9月の期間に以下の活動を行った（研修などの詳細については、「添付資料2:ワークショップ・セミナー実施内容」、「添付資料3:ワークショップ・セミナー実績表」、作成した資料・教材については「添付資料4:制作資料・教材一覧」参照）。

（ア）地域における CBR 実施体制の整備

① CBR 委員会の設立とコミュニティボランティアの育成

第1年次に拠点4区で設立した CBR 委員会では、定期会合を開催し、コミュニティボランティアから報告された障がい者の課題と対応策を協議した。また、国民登録証の取得補助を通じて行政支援が受けられるよう支援し、歩行器やポータブルトイレといった補助具の供与にも取り組んだ。定期会合は新型コロナウイルス感染拡大の影響による集会制限措置により、各区全体での開催から村ごとに少人数での開催に変更するなどの対策を講じた。

2019年12月には、コミュニティボランティアを対象に「CBR 委員会セミナー①」を実施し、障がい者への個別訪問による支援計画の見直し方法や、カウンセリングの基礎などについて指導した。セミナー後は、ボランティアが主体となり、後述の障がい者リストの更新、障がい当事者による自助団体の活動支援、障がい者への福祉サービスに関する活動を主体的に実施した。

本事業終了時において、拠点4区で CBR 委員会メンバー計112人とコミュニティボランティア計88人が活動に取り組んでいる（詳細は、「添付資料5: CBR 委員会メンバー、コミュニティボランティア詳細」を参照）。各活動は CBR 委員会とコミュニティボランティアが主体となって実施されるようになった。本事業終了後も円滑に活動が実施されるよう、各活動の目的や実施方法をまとめたマニュアルを作成し、CBR 委員会およびコミュニティボランティアに配布した。

2020年7月、事業地両地区の行政および Karen National Union (KNU) 職員へ「行政職員オリエンテーション」を実施した。本オリエンテーションは4回実施し、計32人の参加者に対し、3年間に亘る本事業の成果を報告するとともに CBR ガイドラインを共有した。本オリエンテーションは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け2020年6月25日付事業変更報告書のとおり、参加者数を減らして実施し、一部の地区についてはその後の規制に応じて調整した。参加者からは本事業への高い関心が寄せられ、事業地区における障がい者支援の概況や CBR 活動の実施に際しての課題など、多くの質問が寄せられた。チェーンセチ地区行政事務所では、行政手続きにおいて、障がい者が特別な支援が必要な場合は可能な限り協力するとの申し出も得た。ラインブエ地区には2020年6月より社会福祉局が設置され、障がい者へのより手厚い支援や情報提供に向けた整備が進められている。保健局の職員からは、ヘルスワーカーが、障がい者リストの更新ための情報を収集しているとの報告があり、行政職員が障がい者支援に積極的に関わっていることが確認された。

② 拠点4区における行動計画の策定

2019年10月に実施した「CBR委員会セミナー②」では、CBR委員会メンバーが第2年次の行動計画を振り返り、第3年次の行動計画を策定した。行動計画では、障がい者情報リストのニーズやコミュニティボランティアからの情報を基に、障がい啓発イベント、自助団体による障がい児グループ活動や生計技術向上活動の支援などを設定した。各CBR委員会メンバーは、新型コロナウイルスに関する政府による措置を踏まえて活動の進捗管理を行い、当会現地職員も必要に応じて指導した。2020年8月には「CBR委員会セミナー③」を実施し、参加した同委員会メンバー計59人は、各区における啓発イベントの実施方法や役割分担、コミュニティボランティアが自ら特定した障がい者にアセスメントを実施して病院へ照会した好事例や学びなどを共有した。本セミナーは、拠点4区と同委員メンバーが一堂に会する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020年6月25日付事業変更報告書に基づき、参加人数を減らして各拠点区で開催した（その後規制が緩和されたため、参加者数、回数を変更）。同事業変更報告書では、開催回数を6回とする予定であったが、一時的に人数制限の政府措置が緩和されたため、新型コロナウイルス完成予防対策を取ったうえで1回あたりの参加人数を増やし、開催回数を4回とした。当会現地職員は、各区で挙げられた好事例などを取りまとめ、他の拠点区へ伝えることで拠点区間の経験共有を行った。本セミナー後、各拠点区のCBR委員会は、2020年9月～2021年8月までの行動計画を作成した（添付資料6: CBR委員会行動計画詳細）。

また、各行動計画を実施していくうえで必要な、障がい者の基本情報やニーズをまとめた障がい者情報リストについては、CBR委員会による管理の下、コミュニティボランティアが得た障がい者の情報を基に更新した。第3年次において障がい者計43人（ラインブエ地区ノーゴー区11人、チャインセチ地区カーレイ区11人、チャカチャウン区6人、パーピャー区15人）が新たにリストへ追加された。

(イ) 地域住民の障がい理解促進と障がい者自助団体による活動推進

① 障がい理解啓発活動

2019年12月にコミュニティボランティアを対象に「啓発活動セミナー」を実施し、第2年次に実施した啓発活動の経験共有、障がい者の権利などについて知識を深めるための講義、パブリックスピーキング技術の実践練習、地域住民への啓発資料作成に関する指導を行った。

地域住民を対象とした啓発活動については、2020年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響により集会の開催が困難となった。そのため、2020年6月25日付事業変更報告書に基づき、個別訪問により啓発を行うとともに、新たに啓発ポスターを作成して集会場や学校など130カ所に掲示した。啓発活動については、第3年次で計7回実施して地域住民のべ880人が参加した。

啓発活動の効果を高めるため、地域住民に配布する啓発教材とコミュニティボランティアが啓発活動で使用する教材を作成した。地域住民用の教材については、障がいへの偏見と差別解消に関する啓発メッセージを記載した団扇（大人用）とノート（子ども用）を作成し、コミュニティボランティアが地域住民へ配布した。コミュニティボランティア用の啓発教材については、大人用と子ども用の紙芝居を作成し、障がいの要因や種類、障がい者の権利、本事業の取り組みなどを紹介する内容とした。紙芝居は各村のコミュニティボランティアへ配布し、内容を分かりやすく説明できるよう指導を行った。

また、CBR委員会メンバーおよびコミュニティボランティアと、本事

業終了後の啓発活動について協議し、前述の CBR 委員会の行動計画に啓発活動の計画を盛り込んだ。

② 障がい当事者による自助団体設立と活動

障がい児とその家族による自助団体のグループ活動については、自助団体 5 団体のメンバー計 113 人（内障がい者 69 人）とともに、「自助団体セミナー①」として障がい児を対象とした特別学習および地域住民とのグループ活動を実施した（具体的な活動内容は、「添付資料 7: 自助団体活動一覧」を参照）。特別学習活動では、障がい児の家族が絵本の読み聞かせや塗り絵、パズル、数字や動物などの名前を教えるなどの活動を計 65 回実施し、のべ 200 人の障がい児が参加した。本活動で使用した教材は各村の自助団体へ供与し、自助団体メンバーが主体的に本活動を実施するようになった。地域住民とのグループ活動については、障がい児が他者と交流して社会性を養うことができるよう、地域清掃活動、衛生啓発活動、ゲームなどを第 3 年次に計 20 回実施し、障がい児のべ 140 人、障がい児の家族のべ 92 人、地域住民のべ 2,504 人が参加した。

障がい当事者団体による生計技術向上活動については、障がい者とその家族による自助団体 9 団体が活動を実施した。2020 年 2 月に「自助団体セミナー②」を実施し、自助団体 9 団体のメンバー計 42 人（内障がい者 16 人）は活動の運営に必要な家畜飼育のノウハウ、帳簿などの記録管理の方法を学んだ。本セミナーについては各区で実施する予定であったが、自助団体の研修内容の要望が共通しており、他団体と好事例や課題解決方法を共有したいとの希望が出されたため同一会場で実施した。2020 年 8 月には、「自助団体セミナー③」を開催し、参加した自助団体メンバー 38 人は組織力強化に必要な、リーダーシップ、組織運営、活動計画策定とその活用方法、業務分担、団体内での効果的な意思決定プロセス、会計管理、ネットワーキング、課題解決方法などを学んだ。「自助団体セミナー③」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、開催時期を変更するとともに、2020 年 6 月 25 日付事業変更報告書に基づき、人数を減らして回数を増やし、外部講師へ依頼して実施した。

本事業終了時点において、各自助団体は液体せっけん製造・販売（4 団体）、衣類仕入れ販売（3 団体）大工道具の仕入れ販売（1 団体）、養豚（1 団体）、養鶏（1 団体）、牛の飼育（1 団体）などそれぞれ 1~2 つの活動を実施した。すべての自助団体は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が生じた 3 月以降も収益を上げており、各自助団体の会計係が「自助団体セミナー②・③」で学んだ知識を基に収支を管理し、売上金を自宅で保管している。利益の一部を活用して、経済的に貧しい障がい者家庭への食糧提供や、障がい児家族のグループ活動に必要な資材提供など、地域の障がい者支援にも貢献している。

（ウ）学校・医療施設および福祉サービスへのアクセシビリティ向上

① 学校・医療施設のバリアフリー化

カーレイ区・チャカチャウン区・パーピャー区の小学校 3 校およびパーピャー区ヘルスセンターの改修工事については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて遅れが生じたものの、2020 年 6 月末に全ての工事が完了し、各施設と譲渡書類を締結した。改修対象の小学校 2 校については、学校側の要望を受けて工事の仕様変更を行い、チャカチャウン区小学校ではアクセスパスの経路とスロープの本数を変更し（2020 年 5 月 1 日付事業変更報告書）、カーレイ区小学校ではトイレ手洗い場のサイズとアクセスパス・スロープの仕様を変更した（2020 年 6 月 17 日付事業変更報告書）。

各施設の改修工事が完了した後、2020 年 6~7 月に当会現地職員の工

事専門家（土木技師）が講師となり、各施設において、「バリアフリー研修①、②」を実施した。「バリアフリー研修①」では、CBR 委員会メンバー、校長、教員、ヘルスセンター職員計 22 人に対して、洋式トイレの適切な使い方や整備した設備全般の維持管理方法を伝え、維持管理についてまとめたマニュアルを配布した。「バリアフリー研修②」では、CBR 委員会メンバー、校長、教員、生徒の保護者、ヘルスセンター職員など計 42 人に対して、バリアフリーの意義、整備した施設の機能、手すりや段差、スロープの傾斜など障がい者が利用しやすい設備などを説明した。「バリアフリー研修②」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020 年 6 月 25 日付事業変更報告書に基づき参加者数を減らし、回数を増やして実施した。

② 福祉サービスの実施体制の整備

2019 年 12 月、コミュニティボランティアを対象に「福祉サービス研修」を実施し、補助具の維持管理方法などについて講義した。また、障がい者への照会支援のための最新版の専門機関リストを配布して、専門機関への照会方法を伝えた。加えて、コミュニティボランティアが照会支援の好事例を共有し、当会からは重複障がいなど複雑な課題を有する事例や、コミュニティボランティアだけでは照会先の選定が難しい事例への対処方法について指導した。

理学療法士の当会現地職員 2 名が障がい者家庭を計 210 回訪問し、日常生活動作や介助方法に関する指導、カウンセリングを行った。また、専門機関への照会と補助具の供与も行い、第 3 年次には障がい者計 147 人を病院、整形外科リハビリテーションセンターなどへ照会するとともに、障がい者 28 人に対して歩行器、ポータブルトイレ、松葉杖などの補助具 11 種 31 点を、CBR 委員会を通じて供与した（添付資料 8: 補助具供与実績一覧、添付資料 9: 照会支援実績一覧参照）。本事業後にこれらの活動をコミュニティボランティアが継続できるよう、コミュニティボランティアへの指導も行い、補助具の使用法マニュアル、専門機関の一覧表も配布するなど、知識定着や技能向上を図った。

（エ） CBR 活動の他区への展開

① 地域に根差した団体（CBO）の能力強化と他区への展開

本事業の活動を CBR 活動の実践モデルとしてカレン州に広めるため、カレン州社会福祉局、地区行政、CBO、および他の NGO 関係者を対象に、本事業の成果をもとに CBR 活動を実施するための手法などをまとめたガイドラインを作成した。具体的には、本ガイドラインには CBR の概要、本事業の概要・手法・成果といった実務的な内容に加え、CBR 委員会やコミュニティボランティアの支援を受けて通学を再開した障がい児や、啓発活動に参加して障がい者に対する接し方を学んだ地域住民などの受益者の声を含めた。

ガイドライン作成に関連して、当初、「CBR ガイドライン紹介ワークショップ」を開催して関係者約 100 人を招き、本ガイドラインや CBR 実践事例・実施方法を紹介する予定であった。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画を変更し（2020 年 6 月 25 日付事業変更報告書）、対象となる機関・団体を個別に訪問して説明を行うこととし、計 60 の機関・団体の職員 110 人を訪問し、CBR ガイドラインを用いながら CBR 実践事例・実施方法の周知に取り組んだ。（ガイドラインの配布先については、「添付資料 10: CBR ガイドライン配布機関・団体一覧」を参照）。また、訪問時には、CBR へのさらなる理解促進のため、啓発パンフレットも併せて配布し、障がいの種別や、障がい者が直面する差別・障壁について説明した。

CBR 活動を拠点 4 区以外の区へ普及するため、現地 CBO である女性団

	<p>体ネットワーク (Women' s Organization Network、以下 WON) を協力団体に選定し、2020 年 1 月に WON の職員を対象に「CBO セミナー①」を実施し、障がいの基礎知識や CBR の概要について指導した。2020 年 2～3 月には、チャインセチ地区とラインブエ地区で「CBO セミナー②」を実施し、両地区の WON 職員計 21 人を対象に、障がい者が直面する主な課題と解決方法の分析、村での障がい者の特定やニーズ調査の実施方法などを紹介した。同セミナー終了後、同団体事業地のコミュニティボランティアの能力強化を行う必要性が確認された。そのため、2020 年 6 月 22 日付事業変更報告書に基づき、障がい者へのインタビューやニーズ分析、行動計画策定の実践訓練を円滑に実施するために WON のコミュニティボランティアを対象とした講義形式のワークショップを実施した。ワークショップ後、WON の行動計画に基づき、WON のコミュニティボランティアが主体となってチャインセチ地区 3 区 (チャインシュエド一區、アーカーロー一區、タカウンポー一區) 6 村およびラインブエ地区 2 区 (ナウンタイン一區、オーダウン一區) 6 村において、障がい者を計 209 人特定してニーズ調査を実施した。ニーズ調査の結果に基づき、WON へ補助具 9 種類計 48 点を供与した。なお、これらの活動実施に際して、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、WON の職員はコミュニティボランティアへ同行せずに遠隔で活動を実施した (2020 年 9 月 17 日付事業変更報告書)。</p> <p>また、WON とともに本事業終了後も活動を継続するよう 2020 年 10 月～2021 年 8 月の行動計画を策定した (添付資料 11: CBO 行動計画詳細参照)。チャインセチ地区 2 区 (アーカーロー一區、パインナセイ一區) 6 村およびラインブエ地区 3 区 (オーダウン一區、ナンターオウン一區、ラカザイン一區) 6 村、において、障がい者への照会支援、補助具供与、障がい者情報リストの更新、地域住民への CBR 紹介ワークショップを予定しており、WON は外部ドナーから活動資金の一部を調達している。</p>
<p>(3) 達成された成果</p>	<p>本事業の成果の達成度を計るにあたり、障がい者とその家族 129 人 (障がい者 55 人、家族 74 人)、地域住民 76 人を対象とした聞き取り調査を実施した (詳細は「添付資料 12: 終了時調査詳細」を参照)。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて当会現地職員が事業地へ訪問できなかったため、電話による聞き取り調査に変更し、調査対象者数を上記の人数に設定した。また、本事業は持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲット 10.2 「2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的、政治的な包含を促進する」にも寄与する。活動の成果は以下のとおり。</p> <p>(ア) 地域における CBR 実施体制の整備</p> <p>【成果①】障がい者とその家族が地域の意思決定プロセスに参画する仕組みが作られ、障がい者とその家族の意見が反映されるようになる。</p> <p>【指標】①障がい者とその家族の 80%以上が「過去 12 カ月以内に村行政に自身の意見や考えを伝えたことがある」と回答する ・「過去 12 カ月以内に村行政に自身の意見や考えを伝えたことがある」と回答した障がい者とその家族は 100%であった。</p> <p>②障がい者とその家族の 80%以上が「自分の意見や考えが地域の意思決定に反映されていると思う」と回答する ・「自分の意見や考えが地域の意思決定に反映されていると思う」と回答した障がい者とその家族は 100%であった。</p> <p>具体的には、行政の支援によって障がい者が地域活動に参加できるようになった、ヘルスワーカーによる相談支援を受けられるようになったなどの事例が報告された。いずれも本事業の活動で取り組んだ内容であ</p>

り、本事業の取り組みが受益者に十分認知されているといえる。

また、地域の諸事項へ裁量権をもつ区長や村長などを CBR 委員会メンバーへ巻き込んだこと、コミュニティボランティアが障がい者にとって身近な存在となって CBR 委員会と連携する体制を築いたこと、そしてこの体制を広く周知したことが非常に効果的であったといえる。

【成果②】障がい者の数や日常生活上の課題が正しく把握され、それらを解決するための各拠点区の行動計画が策定されることで、障がい者が日常生活で直面する諸課題が解決される。

【指標】①障がい者情報リストが年に1回以上更新される

・年2回以上更新された。

各拠点区に整備した障がい者情報リストは、第3年次の期間中に2~4回更新され、障がい者計43人が新たにリストへ追加された。障がい者情報リストを更新する際は、コミュニティボランティアが新たに得た情報をリストへ記録し、CBR委員会へ報告し確認を得るという手順に沿って実施されている。

②障がい者情報リストをもとに、障がい者の日常生活での課題を解決する行動計画が更新される

・年2回更新された。

第3年次、各拠点区の CBR 委員会は、2019年10月に「CBR委員会セミナー①」において行動計画を更新し（2019年11月~2020年8月）、本事業終了前に再度更新して翌1年間の行動計画（2020年9月~2021年8月）を作成した。行動計画は障がい者情報リストのニーズを基に、啓発講習やイベント、自助団体による障がい児グループ活動や生計向上活動などを設定した。

③障がい者とその家族の80%以上が「各拠点区での障がい者支援活動によって日常生活で直面する諸課題が解決された」と回答する

・障がい者とその家族の100%が「各拠点区での障がい者支援活動によって日常生活で直面する諸課題が解決された」と回答した。

聞き取り調査の結果、回答を得た129人全員から「各拠点区での障がい者支援活動によって日常生活で直面する諸課題が解決された」と回答を得た。該当する諸課題としては、主にリハビリ・補助具・日常生活動作に関すること（48%）、社会参加や障がいへの理解不足（23%）、物理的なバリアフリー環境の未整備（11%）、教育へのアクセス（7%）などが挙げられた（複数回答方式、総回答数190）。また、周囲の地域住民から日常的に支援を受けられるようになった、障がい児の家族が育児や教育に関して教員からの相談支援を受けられるようになった、コミュニティボランティアの支援により自信が持てるようになり、自助団体の活動に参加できるようになったなどの変化が確認された。これらの課題は、いずれも本事業の活動項目であり、本事業により障がい者が日常生活で直面する課題解決に大きく寄与したといえる。

成果①②とSDGsターゲット10.2の関連性については、両成果により地域における障がい者の社会参加が大きく向上しており、「障がいに関わらずすべての人々の社会的な包含の促進」にも寄与した。

（イ）地域住民の障がい理解促進と障がい者自助団体による活動推進

【成果③】各拠点区の地域住民が障がいを正しく理解することで、障がい者に対する差別や偏見が減少する。

【指標】①CBR委員会のメンバーにより、年に1回以上、障がい者とその家族を含む地域住民を対象に障がい啓発活動が実施される

・年1回以上実施された。

第3年次において、各拠点区のCBR委員会は地域住民と子どもを対象にした啓発講習会をラインブエ地区ノーゴー区1回、チャインセチ地区カーレイ区3回、チャカチャウン区2回、パーピャー区1回開催した。

②各拠点区の地域住民の80%以上が障がいに対する正しい理解を得る

・各拠点区の地域住民の100%が障がいに対する正しい理解を得た

各拠点区で啓発活動に参加した住民を無作為に選出し、76人を対象に理解度テストを実施した。テスト内容は、障がいの定義・種類、障がい者への支援方法・差別などの基本的な内容10項目とし、正答率80%以上をもって障がいの理解を有するとした。その結果、74人は正答率100%、残りの2人は正答率90%となり、全員が障がいについて正しい理解を得ることができた。

③「過去12ヵ月以内に障がい者に対する差別を見たり、経験したことがある」と回答する地域住民が10%以下となる

・「過去12ヵ月以内に障がい者に対する差別を見たり、経験したことがある」と回答した地域住民は0%であった。

地域住民76人へ本指標について聞き取ったところ、「過去12ヵ月以内に障がい者に対する差別を見たり、経験したことがある」と回答した者はいなかった。本事業開始時、ベースライン調査として同じ質問を地域住民200人へ尋ねた結果、12%が「過去12ヵ月以内に障がい者に対する差別を見たり、経験したことがある」と回答しており、調査対象者数は異なるが、ベースライン調査と比較しても障がい者に対する差別や偏見は減少したと考えることができる。

成果③に関連して、地域住民76人へ「事業前と比較して、どの程度障がい者を支えたいと思うか」と質問したところ、全員から以前よりも障がい者を支えたいと思う、と回答を得た。本事業を通じて、地域住民が障がいについて正しい知識を習得し、差別や偏見が減少し、障がい者支援に対する態度の変容にもつながった。

【成果④】障がい当事者による自助団体が設立され、障がい者が自立して活動するための機会を得る。

【指標】①80人以上の障がい者が自助団体による活動に参加する

・85人の障がい者が参加した。

本事業終了時点において、自助団体の活動に障がい者計85人が参加している（障がい児とその家族による自助団体のグループ活動69人、障がい当事者の自助団体による生計技術向上活動16人）。各自助団体の障がい者は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて資材の入手の遅れや、集会の規制による人数制限はあるものの、継続的に活動へ参加している。障がい児とその家族による自助団体は、少人数で障がい児へ特別学習活動の機会を提供している。障がい当事者による生計技術向上活動については、メンバーの障がい者が定期的に会合と生計活動に参加している。

また、ノーゴー区ノーゴー村での自助団体活動について学んだ同区ラカー村の障がい当事者コミュニティボランティアが中心となり、自発的に自助団体を設立し、本事業期間内に活動を開始した。この事例から、今後も事業地内で自助団体が設立されていない村や周辺地域で、障がい者による活動が広がっていくことが期待される。

SDGsターゲット10.2との関連性については、成果③による地域住民の障がいへの理解促進は「障がいに関わらず社会的な包含の促進」につながった。また、成果④の自助団体の設立と活動実施を通じて、「障がい

者の能力強化促進」に加え、自助団体による生計技術向上活動は、「障がい者の経済的な包含の促進」にも寄与した。

(ウ) 学校・医療施設および福祉サービスへのアクセシビリティ向上

【成果⑤】障がい者に配慮した学校・医療施設が整備されることで、利便性が向上し、必要な時に利用することができる。

【指標】①障がい者に配慮した学校・医療施設が整備される・整備された。

第3年次においてバリアフリー改修対象の全施設、カーレイ区・チャカタウン区・パーピャー区の小学校3校およびパーピャー区ヘルスセンターにおいて、スロープの設置による段差の解消、トイレのバリアフリー化、校内の通路整備を行い、障がいがあっても利用しやすい環境が整備された。

②障がい者とその家族の80%以上が「施設の利便性が高い」と回答する・障がい者とその家族の100%が「施設の利便性が高い」と回答した。

障がい者とその家族の内、本事業3年間で実施したバリアフリー改修工事施設12カ所（学校7校、区事務所2カ所、地域集会所2カ所、ヘルスセンター1カ所）を利用したことのある者90人への聞き取り調査の結果、90人全員から「本事業で改修した施設は誰にとっても利便性が高い」と回答を得られた。具体的に利便性が高いと感じる設備については、アクセスパス（34%）、スロープ（33%）、バリアフリートイレ（32%）などが挙げられた（複数回答方式、総回答数266）。また、バリアフリー工事を実施した学校の校長により、校長同士の会合でバリアフリー工事の利便性が共有されたり、ノーゴー区ラカ村の小学校では、校長が高い関心を持ち独自に入口へスロープを設置したりするなど、バリアフリーへの関心が高まったといえる。

【成果⑥】生活の質を高めるための福祉サービスを楽しむ体制が整備され、障がい者とその家族が必要な支援を受けられる。

【指標】①障がい者の80%以上が「過去12ヵ月以内に必要な生活動作に関する助言や指導、カウンセリングを受けた」と回答する

・障がい者の100%が「過去12ヵ月以内に必要な生活動作に関する助言や指導、カウンセリングを受けた」と回答した。

終了時調査で生活動作やカウンセリングに関する支援が必要であると回答した障がい者126人への聞き取り調査の結果、全員から「過去12ヵ月以内に必要な生活動作に関する助言や指導、カウンセリングを受けた」と回答を得た。各村においてコミュニティボランティアがこれらの支援を実施できるよう能力強化を行ったことで、より多くの障がい者の裨益につながった。

②障がい者の80%以上が「適切な補助具を利用できている」と回答する

・障がい者の100%が「適切な補助具を利用できている」と回答した。

終了時調査で補助具が必要であると回答した障がい者97人へ本指標について聞き取ったところ、全員から「適切な補助具を利用できている」と回答を得た。本事業のCBR委員会を通じた補助具の配付と、照会支援で繋げた医療機関からの補助具提供を通じて、多くの障がい者が適切な補助具を得ることができた。また、補助具の利用状況については、97人全員から使用・メンテナンス方法について正しく理解しているとの回答を得られたほか、使用頻度については回答した88人中、常に使用する（64%）、外出時に使用する（26%）、よく使用する（3%）、時々使用する

る（5%）、2-3日に1回使用する（2%）となり、大多数が頻繁に使用していることも確認できた。

③介助者の80%以上が「過去12ヵ月以内に必要な介助者研修を受けた」と回答する

・介助者の100%が「過去12ヵ月以内に必要な介助者研修を受けた」と回答した。

障がい者の介助者74人への聞き取り調査の結果、全員から「過去12ヵ月以内に必要な介助者研修を受けた」と回答を得た。コミュニティボランティアが介助者への助言をできるように能力強化を行ったことが、多くの介助者の裨益へとつながった。

SDGsターゲット10.2との関連性について、成果⑤公的施設のバリアフリー環境整備は「障がいに関わらず全ての人々の社会的包含の促進につながり、成果⑥障がい者と家族への福祉サービス提供について、「障がい者の能力強化の促進」へ寄与することができた。

（エ）CBR活動の他区への展開

【成果⑦】各拠点区のCBR活動をモデルとして、CBOの主導によりCBR活動が事業対象2地区内の拠点4区以外の区へ展開される。

【指標】①CBRに関する研修を受けた2団体のCBOにより事業対象2地区内の拠点4区以外の区でCBRの行動計画が策定される。

・策定された。

第3年次において、WONは2地区の拠点4区以外の計5区（ラインブエ地区2区：ナウンタイン区、オーダウン区、チェーンセチ地区3区：チェーンシュエドー区、アーカーロー区、タカウンボー区）を対象として、2020年7月～9月の行動計画を策定し、活動を実施した。本事業終了前には、2020年10月～2021年8月の行動計画を策定した。（行動計画詳細については、添付資料13：CBO行動計画詳細参照）。

②CBO2団体によって事業対象2地区内の拠点4区以外の区でCBR活動が開始される

・開始された。

指標①で記載のとおり、WONにより、2地区内の拠点4区以外でCBR活動が開始された。本事業期間中では、2地区内の計5区において、行動計画に基づき、障がい者の特定、ニーズ調査結果に基づく補助具の供与と照会支援を実施した。本事業終了後については、一部活動地を変更し、計5区で障がい者リスト更新、障がい者への補助具の供与や照会支援、住民への啓発活動を実施する予定である。

SDGsターゲット10.2との関連については、本成果⑦WONによりCBR活動（障がい者とニーズの特定、障がい者への補助具・照会支援、啓発）が展開され、「障がい者への能力強化と、障がいに関わらず全ての人々の社会的な包摂の促進」につながった。

(4) 持続発展性

事業の持続性

本事業の持続性の要となる CBR 委員会およびコミュニティボランティアの能力強化を行うべく、第3年次には CBR 委員会の定期会合のサポート、CBR 活動のモニタリングや助言、コミュニティボランティアを対象とした各研修を実施した。その結果、CBR 委員会メンバーとコミュニティボランティアが CBR 活動を主導する体制が整備された。

事業終了後も活動を継続させるため、当会は CBR 活動の実施方法を記載したマニュアルを作成し、障がい者情報リストや供与した補助具のリストなどを添付して各区の CBR 委員会へ配布するとともに、事業終了後の CBR 活動の進め方について協議した。各 CBR 委員会は、事業終了後も定期会合を継続し、行動計画に基づいた活動の実施に加え、障がい者が直面する課題の把握や、自助団体活動のモニタリング、コミュニティボランティアの活動に関する相談や助言、障がい者が地域の意思決定プロセスに参画できる環境を整備するために、行政職員や地域住民の障がいに関する理解促進に向けた取り組みを継続することを確認した。

生計技術向上活動に取り組む自助団体は、自助団体セミナーで活動の実践力や組織能力の向上、ネットワーキングなどに関する研修を受講し、実際の活動や定期ミーティングで学んだ内容を実践している。また、障がい児の家族とコミュニティボランティアの主導により、障がい児の特別学習活動や地域住民を交えたグループ活動が定期的で開催されるようになった。さらに、CBR 委員会が自助団体メンバーやコミュニティボランティアを通して各自助団体の活動状況や課題を把握し、課題解決に向けて定期会合で協議する体制が整備された。

第3年次に建設したバリアフリー施設は各小学校およびヘルスセンターへ移譲した。バリアフリー研修では、CBR 委員会メンバーや村行政職員、教員、コミュニティボランティアなどがバリアフリーの意義や施設の維持管理方法について習得した。事業終了後にバリアフリー施設が維持管理される体制が整備されただけでなく、参加者からは、今後新設される公共施設にバリアフリー設備を整備したいとの考えが示された。ノーゴー区では事業終了後の CBR 委員会行動計画として、バリアフリー施設の管理とメンテナンスを掲げており、その他の区でも施設管理者が CBR 委員会の協力を得て施設の維持管理を実施する。

事業の発展性

第3年次には、拠点2地区において障がい者も含めた女性支援を行っている WON を提携団体として選定した。WON に所属する職員コミュニティボランティアを対象とした CBO セミナーでは、障がいの基礎知識や CBR の概要のほか、障がい者のアセスメントや個別ニーズの分析方法、外部専門機関への照会方法などについて指導した。WON は 2020 年 8 月より対象2地区内の5区において障がい者を特定し、個別訪問を通じて障がい者リストを作成し、個別のニーズに応じた支援を開始した。また、本事業終了後の 2020 年 10 月～2021 年 8 月までの行動計画を策定し、カレン州内で活動する現地団体であるローカルリソースセンターより助成を受けることが決定した。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて開始時期を 2021 年 3 月とし、障がい者への補助具供与や専門機関への照会支援、カレン州コーカレイ地区とタンダウンジー地区で CBR 活動を開始するための CBR 紹介ワークショップ実施などの CBR 活動を実施する予定である。

また、カレン州社会福祉局や地区行政、カレン州内で活動する CBO や NGO など計 60 機関・団体を個別に訪問し、当会の CBR 実践を基に作成した CBR ガイドラインを配布して、活用方法を説明した。CBO や NGO などの機関・団体に対しては、CBR 活動をどのように応用し、障がい者を各団体の事業の対象とすることができるかを協議し、知識の定着を図っ

た。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて各団体に対して個別にワークショップを開催したことで、より活発な議論を通して、障がい者支援に関する理解を促進する機会となった。カレン州社会福祉局長およびカレン州社会問題省大臣からは、カレン州内における障がい当事者団体の設立に向けた情報収集に関する支援、ミャンマー政府がパアン州をパイロット地域として進めている障がい者の登録事業に関して、障がい者の特定やアセスメントに関する実践的助言、その他障がい者支援制度の整備などに関する助言を得たいとの要望を受けている。また、本事業期間中にラインブエ地区に社会福祉局事務所が新設されるなど、障がい者に支援が届きやすい体制が整備されたほか、ケースワーカーの増員や、障がい者・高齢者・子ども支援などの専門職員の育成が進められることも見込まれている。3年間のCBR事業を通して個別支援の成果を報告した結果、社会福祉局ではケースワークの必要性や重要性を認識するようになった。今後は、社会福祉局がWONと協働しながら、ケースワークを基盤とした障がい者支援が推進していくことが期待される。